

第七五回

参第二九号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律（案）

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（類似製品の輸入制限等）

第十条 政府は、品質、形状その他の通商産業省令で定める事項が伝統的工芸品と同一であるか若しくはこれに類似する製品又はこれらの製品を加工した製品（以下「類似製品」という。）の輸入によつて当該伝統的工芸品産業が重大な影響を受け又は受けるおそれがあると認める場合には、当該類似製品につき関税率の引上げ、輸入割当てその他輸入制限に関し必要な措置をとらなければならない。

2 政府は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、同項の措置をとるほか、輸入されることが予見される類似製品の製造に資する目的をもつてする次の各号に掲げる行為の制限に関し必要な措置をとるものとする。

- 一 伝統的工芸品の製造に係る伝統的な技術又は技法によつて加工された原材料で当該伝統的工芸品の製造に使用されるものの輸出
- 二 伝統的工芸品の製造に係る伝統的な技術又は技法の外国法人又は外国人への海外においてする供与
- 三 海外において類似製品を製造する外国法人又は外国人に対する投資又は融資

第十七条中「第十四条」を「第十五条」に改め、同条を第十九条とし、第十六条第一項中「第十条」を「第九条」に改め、同条を第十八条とし、第十五条中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（原産地表示に関する関税法の特例）

第十七条 類似製品の輸入についての関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十一条、第七十八条及び第八十七条の規定の適用については、同法第七十一条第一項中「又は誤認を生じさせる表示がされている」とあるのは「若しくは誤認を生じさせる表示がされている外国貨物又は表示がされていない」と、同条第二項中「又は誤認を生じさせる表示がある旨」とあるのは「若しくは誤認を生じさせる表示がある旨又は表示がされていない旨」と、「その表示を消させ、若しくは訂正させ」とあるのは「その表示を訂正させ、若しくは表示をさせ」と、同法第七十八条第一項中「又は誤認を生じさせる表示がされているとき」とあるのは「若しくは誤認を生じさせる表示がされているとき又は表示がされていないとき」と、同条第二項中「その選択により、同項の表示を消させ、又は訂正させ」とあるのは「同項の表示を訂正させ、又は表示をさせ」と、同条第三項中「表示を消し、又は訂正しないときは」とあるのは「表示を訂正し、

又は表示をしないときは」と、同法第八十七条第一項中「表示を消し、若しくは訂正し」とあるのは「表示を訂正し、若しくは表示をし」と、同条第二項中「表示が消され、若しくは訂正され」とあるのは「表示が訂正され、若しくは表示がされ」とする。第十四条を第十五条とし、第十三条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 伝統的工芸品について伝統的工芸品である旨の表示を付すること。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、同条の前に次の一条を加える。

(都道府県知事の請求)

第十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における伝統的工芸品産業が前条第一項に規定する状況にあると認めるときは、政府に対し、同条の措置をとるように求めることができる。

2 政府は、前項の求めがあつた場合には、その実情を調査し、その結果に基づき、前条の措置をとつたときはその要旨を、同条の措置をとらなかつたときはその理由を当該都道府県知事に通知するとともに公表しなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

理 由

伝統的工芸品産業の一層の振興を図るため、伝統的工芸品に類似する製品等の輸入に関する規制及びこれらの輸入に係る製品の海外における製造に資する目的とする原材料の輸出等に関する規制並びにこれらの製品の原産地表示の適正化に関し、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。